

令和2年3月3日

各 位

日本弁理士会東海会との連携協定について

長野県信用組合(長野市)は、日本弁理士会東海会(愛知・岐阜・三重・静岡・長野の各県を管轄)と、中小企業等への知的財産、経営及び金融に関する支援を協力して行い、中小企業等の発展と地域の活性化を図ることを目的に、連携協定を締結しましたのでお知らせします。

当組合では、様々な外部専門機関・専門家との連携により、お客様の多様な課題の解決に資する支援体制を一層充実させて参ります。

記

1. 連携協定締結日

令和2年3月3日(火)

2. 連携の目的

日本弁理士会東海会及び長野県信用組合は、中小企業等への知的財産、経営及び金融に関する支援(以下、本件支援という)を連携して行い、中小企業等の発展と地域活性化を図るために、相互に協力する。

3. 連携事項

日本弁理士会東海会及び長野県信用組合は、次の事項について、相互に連携して実施する。

- (1) 中小企業等に対する本件支援に関する情報提供
- (2) 中小企業等に対する企業経営及び知的財産に関する知識の普及啓発に関する事業
- (3) 中小企業等からの本件支援に関する相談への対応
- (4) 地域における中小企業等の企業経営及び知的財産利活用に係る情報交換
- (5) その他、地域産業振興を目的とする本件支援に関する事業

4. 日本弁理士会及び日本弁理士会東海会の概要

日本弁理士会は、弁理士法に基づいて設立された弁理士に関する国内唯一の法人組織であり、知的財産制度の普及と啓発をはじめ、知的財産を通じて様々な形で社会貢献に取り組んでいます。

日本弁理士会東海会は、地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動、相談等を広く実施するため、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県の弁理士により組織された日本弁理士会の地域組織となります。

5. 備考

今回の連携を前提として、当組合では日本弁理士会及び日本弁理士会東海会との共催により、「知的財産セミナーイベント 2019 会社の存続・発展に要るもの～実は身近な知的財産と弁理士～」を令和元年 12 月 5 日に開催しました。当該セミナーイベントは、日本弁理士会の「絆プロジェクト」に基づき、日本弁理士会東海会と当組合との知財連携記念事業として、また全国で初めてとなる中小企業等の事業者と金融機関職員を対象としたクロスオーバー型事業として実施したものです。

以上